

犯罪被害者等の人権

求められているのは、私たちの理解

1 ある日の出来事

私の反省

この前、近所のある家に、人だかりができていた。どうやら空き巣の被害に遭った様子。その家の人は、青い顔をしている。私は友だちと、「カギをかけてなかったんじゃない?」「じゃあ、しょうがないよね」「お金がありそうだから狙われたのかな」と勝手に話をしていた。

ところが数日後、帰宅した私はビックリ。なんと、今度は私の家が空き巣の被害に…。戸じまりはちゃんとしてたのに、窓が壊されていたなんて。しばらくすると、パトカーの音を聞いて、家のまわりになが集まってきた。

ふと、この前、友だちとしていたつわさ話が頭をかすめた。「戸じまりしてなかったとか、私も同じように噂されているのかなあ…。」

無責任につわさ話をしていたけれど、それが被害を受けた人を悲しませることを、私はわかってなかったんだなと思った。

2 考えてみましょう

犯罪被害者やその家族は、犯罪によって、身体を傷つけられる、財産を盗られるといった直

接的な被害だけではなく、周囲の人々の心ないつわさ話や中傷など、被害後に生じる「二次的被害」と言われる様々な問題に苦しんでいます。

つまり、被害者等は、加害者から受けた被害だけではなく、周囲の人々の理解不足や誤解から生じる不適切な言動により、さらに傷つき、苦しんでいることも少なくないのです。

犯罪被害は、ある日突然、理不尽に誰にでも起こりうることで、決して一部の人の問題ではありません。

私たち一人ひとりが二次的被害を起こさないようにするためには、犯罪被害は自分にも起こりうる問題として、被害者等のよき理解者となるよう努めることが大切です。

直接的な被害

・「精神的被害」(恐怖心、絶望感等)

・「身体的被害」(外傷、後遺症等)

・「経済的被害」(金品・財産の損失等)

・「社会的被害」(社会的地位や名誉の喪失等)

二次的被害(事件・事故後に生じる被害)

・精神的ショックによる心身の

不調

・周囲の人々の偏見や無責任な噂話

・行き過ぎた取材や事実と異なる報道

・捜査・裁判過程での精神的・時間的負担

3 犯罪被害者やその家族を支えるため、何が必要なのでしょう。

近年、刑事訴訟法の改正や犯罪被害者等基本法の制定などの制度面の整備、民間支援団体である公益法人くまもと被害者支援センターによる支援など、犯罪被害者の権利を保護する取組みが進められています。

事件や事故に巻き込まれた被害者やその家族が再び元の平穏な生活を取り戻すためには、長い時間がかかります。法律等の制度面や支援体制の整備とあわせて重要なことは、犯罪被害者やその家族の状況、心情について、私たち一人ひとりがきちんと理解し、思いやりの心を持って接することではないでしょうか。

(熊本県人権センター)

「くまもと人権」より

益城町教育委員会

ゆめ町の地名歴史 歴史の変遷と地名 318

矢嶋姉妹の周辺③

それで、管理されている大津町の開業医の矢嶋健一氏に、富永橋郎氏が交渉した結果、矢嶋一族の記念館用地ならど快諾され、用地も確保できました。

昭和55年12月着工、翌56年3月に復元完成し、3月31日、矢嶋氏の遺族を招待して関係者が集まり落成式を挙行しました。間取りから材木の寸法までまったく同じで、ただ土間であった部分は集会に使用しやすいように玄関・炊事場・便所に替えてあります。

そして、記念館の名称は関係者が協議の結果、「蘇峰翁生誕の家記念館」と決定されました。

今度は展示品の収集です。この記念館の完成が報道されると、RKKの笠氏夫人から提供された矢嶋帽子が使用した「機械機」(下陳の機織りの経験がある老婦人に補修組み立てを依頼)や蘆花が杉堂の川原で写真を撮っている写真、蘇峰が生誕帖を執筆した飯台、矢嶋家が使用した農作業の昼食を運んだ大飯櫃(森川氏から)などの遺品があります。

また、家の木材やかわらの一部も展示してあります。

特に、矢嶋家関連の文書・手紙類については、当時津森担当の文化財保護委員の故廣島保人氏が、県外各地におられる矢嶋家の縁類の方々を精力的に探し当て、資料の寄贈の依頼をされました。

廣島氏作成の寄贈資料一覧を紹介しますと、山崎綾氏から5点、河瀬松三氏から10点、北村菊枝氏から4点、林ふみ子氏から19点で、扁額・短冊などのほか矢嶋氏一族間の往復書簡で、これを解読すれば新しい矢嶋氏の横顔が発見できると、田中の皆乗寺の故粟津宗英氏が解読に熱心に取り組まれましたが、ついに未完のまま世を去られました。

益城町文化財を訪ねる会

会長 松野國策



記念館の全景 (上陳)